

阪神・淡路大震災に伴う企業及び学校法人の会計処理等について

このファイルは、平成7年4月1日発行のJICPA ニュースレターNo.15を打ち直したものです。原文をすべて書き起こしましたが、当時の法令との関連が注釈されている部分は割愛しています。『企業会計小六法（中央経済社）』や『会計監査六法（日本公認会計士協会出版局）』などの法規集に収録されていないようなので、添付することになりました。あくまで原本ではありませんので、その旨ご承知の上ご参照ください。

阪神・淡路大震災で直面した会計・監査上の問題に対処するため、震災対策本部に審理懇談会（震災対策特別部会）が設置されたことは、既報のとおりですが、この度、同懇談会で、企業会計に関しては「阪神・淡路大震災に係る災害損失の会計処理及び表示について」、また学校法人の計算書類の作成に関しては「阪神・淡路大震災に伴う学校法人の会計処理等について」を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

本報告は、震災に伴う会計処理及び表示等に関する、一般的かつ基本的な考え方をまとめたものでありますので、監査の実施に当り参考にしていただければ幸いです。

なお審理懇談会（震災対策特別部会）が、本報告を取りまとめるに際しましては、監査委員会、会計制度委員会、学校法人委員会、また租税調査会等の関係者に種々のご協力をいただきましたことを付言いたします。

平成7年3月28日
日本公認会計士協会
震災対策本部

平成7年3月27日

阪神・淡路大震災に係る災害損失の会計処理及び表示について

日本公認会計士協会
震災対策本部
審理懇談会（震災対策特別部会）

I 災害損失の範囲

会計上の災害損失の範囲は特に定められていないが、災害に伴って発生する直接、間接の損失と考えられ、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ① 有形固定資産（建物等）やたな卸資産（商品等）の減失損
- ② 災害により損壊した資産の点検費、撤去費用等（以下「撤去費用等」という。）
- ③ 被災資産の原状回復に要する費用、価値の減少を防止するための費用等（以下「原

阪神・淡路大震災に伴う企業及び学校法人の会計処理等について

状回復費用等」という。)

- ④ 災害による工場閉鎖に伴う工場移転費用
- ⑤ 災害による操業休止期間中の固定費
- ⑥ 被災した代理店、特約店等の取引先や関係会社に対する見舞金、復旧支援費用
- ⑦ 災害を受けた取引先に対する売掛金の免除損
- ⑧ 被災した従業員、役員に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用

II 会計処理及び表示

災害損失をめぐる会計問題のうち、特に質問の集中している建物等の有形固定資産に生じた災害損失（上記①～③の損失）の会計処理及び表示に重点をおいて以下のとおりその基本的な考え方を示すこととした。

1. 建物等の有形固定資産の災害損失

現行の実務では、災害により建物等の有形固定資産に損害が生じた場合には、その実情に応じ除却損や修繕費を計上する等の会計処理を行っているものと考えられる。このことを踏まえ、今回の災害損失の会計処理及び表示について検討、整理すると次のとおりである。

(1) 減失損等を計上する場合

- ① 建物等の有形固定資産の全部又は一部が滅失した場合は、当該被災資産の帳簿価額のうち滅失部分に相当する額を、災害のあった日の属する事業年度（以下「当事業年度」という。）に「被災建物滅失損」等当該損失を示す名称を付した科目をもって原則として損益計算書上特別損失として計上する。その後支出した当該被災資産の原状回復に要する費用の額は、資本的支出とされる。

なお、当事業年度に当該被災資産の撤去費用等に相当する額を支出したときは、当事業年度に当該損失を示す名称を付した科目をもって、原則として損益計算書上特別損失として計上する。

- ② 災害のあった日の属する事業年度の翌事業年度（以下「翌事業年度」という。）以降支出されると認められる当該被災資産の撤去費用等についてその金額を合理的に見積もることができる等企業会計原則注解（注 18）の要件を満たすときは、「被災建物撤去費用引当金」等当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって、貸借対照表の流動負債又は固定負債に計上する。この場合、当該引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもって、原則として当事業年度の損益計算書上特別損失として計上する。

なお、翌事業年度以降の撤去費用等の発生の実情からみて引当金以外の会計処理を行うことが適当と認められるときは、これによることとなる。

(2) 災害修繕損失等を計上する場合

- ① 建物等の有形固定資産の一部が損壊した場合において、当該被災資産の滅失

阪神・淡路大震災に伴う企業及び学校法人の会計処理等について

損を計上せず、当事業年度に当該被災資産の撤去費用又は原状回復費用等に相当する額を支出したときは、当事業年度に「災害修繕損失」等当該損失を示す名称を付した科目をもって、原則として損益計算書上特別損失として計上する。

- ② 上記の場合において、翌事業年度以降支出されると認められる当該被災資産の撤去費用等又は原状回復費用等についてその金額を合理的に見積もることが出来る等企業会計原則注解（注 18）の要件を満たすときは、「災害修繕損失引当金」等当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって、貸借対照表の流動負債又は固定負債に計上する。この場合、当該引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもって、原則として当事業年度の損益計算書上特別損失として計上する。

なお、翌事業年度以降の撤去費用等又は原状回復費用等の発生の実情からみて引当金以外の会計処理を行うことが適当と認められるときは、これによることとなる。

2. I の①から③以外の災害損失

I の①から③以外の災害損失は、その発生原因別に分類し当該損失（又は引当金繰入額）を示す名称を付した科目をもって、原則として損益計算書上特別損失に計上する。

3. 財務諸表への表示

財務諸表への表示については、原則として上記の 1～2 に示した科目表示によることとなるが、I の災害損失の範囲①～⑧の費用が複合的に発生している場合には、これを一括し、又はその性格ごとにまとめて「災害損失」等当該損失を示す名称を付した科目をもって、原則として損益計算書上特別損失に計上することも考えられる。

また、前期災害損失を引当計上する場合には、これを一括し、又はその性格ごとにまとめて「災害損失引当金」等当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって、貸借対照表の流動負債又は固定負債に計上し、当該引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額を示す名称を付した科目をもって、原則として損益計算書上特別損失に計上することも考えられる。

以上の場合には、その旨、その内容を注記することが必要であるものと考えられる。

4. 追加情報の注記

震災に伴う混乱、工事内容の未決定、仕様の特異性、物理的な不可能性、行政庁の定める総合復興計画が作成されていない等やむを得ない事情により、短期間に翌事業年度以降修繕等を行うかどうかの意思決定ができない場合や翌事業年度以降支出されると認められる被災資産の撤去費用等又は原状回復費用等を合理的に見積もることができない場合等もありうると思われる。その場合は、その旨等を財務諸表に追加情報として注記することが必要と考えられる（別紙参照）。

阪神・淡路大震災に伴う企業及び学校法人の会計処理等について

5. 中間財務諸表での取扱い

中間財務諸表での取扱いも上記会計処理及び表示に準ずることとなる。

Ⅲ 災害損失特別勘定について

税務上の「災害損失特別勘定」に相当する額が、財務諸表上当該特別勘定以外の科目（例えば、「災害修繕損失引当金」等）により会計処理又は表示されている場合でも、「災害損失特別勘定」に関する所要の明細書が添付されるのであれば、特に課税上の弊害はないこととされている。

以上

.....
(別紙)

追加情報の注記として注記すべき内容

1. 注記すべき内容

- (1) その旨
- (2) 被害の状況（被災場所、被災資産の種類及び帳簿価額）
- (3) 撤去費用等又は原状回復費用等の合理的な見積もりが困難な理由
- (4) 当該被害が営業活動等に及ぼす影響

(注) 撤去費用等又は原状回復費用等の合理的な見積もりが困難な場合であっても、おおよその概算額が計算できる場合は、当該概算額を注記する。

2. 注記文例

建物等が一部半壊した場合において、やむを得ない事情により、翌事業年度以降に復旧工事等を行うかどうかの意思決定ができず、撤去費用等又は原状回復費用等を合理的に見積もることが困難な場合の文例

<p>平成7年1月17日に発生した兵庫南部地震により、〇〇市△△区に所在する本社建物及び××工場、〇〇市△△区に所在する××倉庫の一部が損壊する被害を受けました。被害を受けた資産の主なものは、建物（帳簿価額×××百万円）、機械及び装置（帳簿価額×××百万円）及び製品等のたな卸資産（帳簿価額×××百万円）であります。</p> <p>なお、被害箇所が広範囲にわたり、復旧工事の方法を短期間に決定できない状況にあり、また、被害状況についても現在調査中で、現時点で翌事業年度に支出すると認められる撤去費用等又は原状回復費用等を合理的に見積もることは困難であります。</p> <p>したがって、現段階で地震による被害が翌朝の営業活動に及ぼす影響を見積もることは困難であります。</p>
--